

改正案	現 行
(生涯学習推進協力員) 第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）をおく。	(生涯学習推進協力員) 第7条 本市における生涯学習を推進するため、生涯学習推進協力員（以下「協力員」という。）を各地区から選出し、本部長が委嘱する。
2 協力員は、まちづくり協議会又は小学校区内の複数の区・自治会からの推薦により登録する。ただし、当分の間、単独の区・自治会の推薦によることもできる。	2 協力員は、各地区の公民館等を拠点に生涯学習に係る次の活動を行う。 (1) 市民の学習意欲を喚起する。 (2) 個人、グループ、団体等の学習活動を支援する。 (3) 学習に関する情報の収集及び提供並びに学習相談に応ずる。 (4) その他生涯学習推進のための活動に協力する。
3 協力員は、次の活動を行う。 (1) 生涯学習事業の企画及び運営 (2) 生涯学習事業の情報提供 (3) その他生涯学習推進のための活動	3 本部長は、協力員の活動を助長するため、次の事項について配慮する。 (1) 生涯学習に関する情報を提供するとともに、相談等による協力と援助を行う。 (2) 協力員相互の交流及び連携の機会を設ける。 (3) その他活動に必要な条件を整える。
4 市は、協力員の活動推進を支援するものとする。	4 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 協力員の登録は、次の場合に取り消すものとする。 (1) 協力員から申し出があったとき。 (2) その他本部長が不適当と認めたとき。	